

令和6年度国立高専機構における 前期授業料免除及び徴収猶予申請について

この案内は、国立高専機構における授業料免除及び徴収猶予に関する案内です。文部科学省及び日本学生支援機構が行う「高等教育における修学支援新制度」の授業料免除とは異なるものです。免除が許可された場合、「高等教育における修学支援新制度」の前期分授業料免除額がある者はその差額が免除されます。

免除か徴収猶予のどちらかにしか申請はできません。また、選考の結果が全額免除以外の場合、通知された期日までに授業料を納付していただくこととなります。

別紙記載の必要書類を、下記期日までに必ず提出してください。

なお、下記期日は提出書類の不備や不足による再提出等を含めた【**最終提出締切**】です。

期日以降の提出は受け付けられませんので、お早めの提出をお願いします。

1. 申請対象者

(1) 災害等における授業料免除（様式 1-1）

次の①又は②に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ① 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

(2) 特別措置による授業料免除（様式 1-2）

次の①～④に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

2. 提出書類 ※詳細は本校ホームページ参照

故意に事実と異なる記載を行った場合は、許可後でも許可が取り消されます。別紙「家庭状況等申告書の記入のしかた」を参照の上、十分に注意してご記入ください。

- ① 「授業料免除申請書」（様式 1-1）、「授業料免除申請書（特別措置）」（様式 1-2）又は「授業料徴収猶予申請書」（様式 1-3）
- ② 市区町村発行の住民票（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し
- ③ 市区町村発行の所得（課税）証明書（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の原本
- ④ 「家族状況等申告書」（様式 2）
- ⑤ 「家族状況等申告書」（様式 2）の“はい”となった事項の“提出書類”（該当者のみ）

※災害等や特別措置の場合、確認のため上記以外に追加で提出を求められることがありますのでご了承ください。

3. 提出方法

◎学生課窓口で提出の場合

平日 8 : 30 ~ 17 : 00 に持参してください。

◎郵送で提出の場合

封筒表面に「授業料免除申請書在中」又は「授業料徴収猶予申請書在中」と朱書きし、特定記録、宅配便等、送付した記録が残る配達手段でご提出ください。(提出期限必着)

提出期限 令和6年4月26日(金) 17時

提出場所 学生課学生係

4. 選考基準

申請された書類に対し、本校で選考会議を開き、人物・学力・家計の3点から判断し、免除又は徴収猶予の許可・不許可を決定します。

※申請時前6ヶ月以内の期間において、学則第42条に基づく懲戒処分(停学以上)又は校則違反による特別指導を受けた者は、選考の対象となりません。

5. その他連絡事項

- (1) 申請を取り止める場合は、その旨を学生係まで必ず連絡し、書類を返却してください。
- (2) 提出期限後の申請は受け付けませんのでご了承ください。
- (3) 申請書類提出後、免除の許可・不許可が確定するまで授業料は納付しないでください。
- (4) 書類に記載された個人情報、免除又は徴収猶予に関する資料としてのみ使用します。
- (5) 不明な点がありましたら学生係へお問い合わせください。
- (6) 前期は4月1日、後期は10月1日現在の見込状況を記入してください。

《提出・問合せ先》

〒410-8501 沼津市大岡3600

沼津工業高等専門学校 学生課学生係

TEL : 055-926-5734

FAX : 055-926-5882

提出書類

区分	提出書類	備考
全員が提出する書類	①「授業料免除申請書」(様式 1-1)、「授業料免除申請書(特別措置)」(様式 1-2) 又は「授業料徴収猶予申請書」(様式 1-3)	・いずれかを必ず提出して下さい
	②市区町村発行の住民票の写し (注)・大学生や単身赴任など、 <u>住民票と現住所に相違がある場合は、現住所とその理由を申立書(様式 12)に記入してください。</u>	・免除等申請者(学生本人)と生計を一とする 世帯員全員分 を提出して下さい ※学生本人含む
	③市区町村発行の所得(課税)証明書 ※原本 (注) ・ <u>今年度発行の所得(課税)証明書</u> を提出してください。 ※合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもの ・ <u>所得(収入)がなく課税証明書が発行されない者(専業主婦、就学者含む)は、非課税証明書を提出してください。</u> ※中学生以下の者については、非課税証明書の代わりに無収入申立書(様式 5)を提出してもかまいません。 ・ <u>所得(収入)がない者のうち、やむを得ない事情で非課税証明書が提出できない場合は、無収入申立書(様式 5)を提出してください。</u>	・免除等申請者(学生本人)と生計を一とする 世帯員全員分 を提出して下さい ※学生本人含む ・通常、毎年 6 月に当該年度のものが発行されています
	④「家族状況等申告書」(様式 2 : 3 枚有り)	別紙「家族状況等申告書の記入のしかた」を必ずご確認下さい
該当者が提出する書類	⑤「家族状況等申告書」(様式 2)により、“はい”となった事項の“提出書類”	・取得や準備に時間を要する書類があります。十分に注意して、提出書類の準備をして下さい

【注意事項】

①「免除等申請者」とは、学生本人を指します。

②記入内容について訂正をする際は、必ず該当箇所を二重線で消し押印による訂正をお願いします。訂正により記入内容が不明瞭となる場合は、余白に訂正後の内容をご記入願います。

③各種公的な証明書等を取得する際は、マイナンバーの記載のないものを取得してください。

やむを得ずマイナンバー記載のものを提出する際は、黒塗り・個人情報保護シール・個人情報保護スタンプ等によりマイナンバー部分が隠れた状態で提出してください。

④「生計を一とする世帯員」とは、原則として同一の住居に居住している家族(家事使用人除く)のことを指します。ただし、以下の場合は、同居をしていなくても生計を一とする世帯員とします。

1. 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は単身赴任等の理由で別居している場合
2. 就学又は病気療養のため一時別居している場合
3. 上記 1、2 のいずれかと同様の状況にある場合

※別居し独立した生計である兄弟姉妹および祖父母は、生計を一とする世帯員から除きます。

(例) 住所 A に父(会社員)、母(専業主婦)、姉 1(会社員)、申請書本人(沼津高専生)が同居し、住所 B に兄(会社員：独立生計)、住所 C に姉 2(会社員：父から金銭援助有り)、住所 D に祖父母(年金暮らし：父から金銭援助有り)が別居している状況の場合

(生計を一とする世帯員) 父、母、姉 1、申請者本人、姉 2、祖父母

(生計を一とする世帯員ではない者) 兄

となります。